

各地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

「一般競争入札方式の実施について」及び「一般競争入札方式の拡大について」の一部改正について

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成27年3月6日付け国地契第91号)の一部が改正されたことに伴い、「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け国地契第260号)及び「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国地契第80号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け国地契第260号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
記 (別添2) 標準入札説明書例 4. 競争参加資格 (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ① 資本関係 (略) ② 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が <u>民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)</u> である場合を除く。 (イ) 一方の会社等の役員(<u>会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員</u> のう	記 (別添2) 標準入札説明書例 4. 競争参加資格 (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ① 資本関係 (略) ② 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が <u>再生手続が存続中の会社等又は更生会社</u> である場合を除く。 (イ) 一方の会社等の役員(<u>株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執</u>

<p>ち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>1) <u>株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</u></p> <p>(i) <u>会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</u></p> <p>(ii) <u>会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</u></p> <p>(iii) <u>会社法第2条第15号に規定する社外取締役</u></p> <p>(iv) <u>会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</u></p> <p>2) <u>会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</u></p> <p>3) <u>会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</u></p> <p>4) <u>組合の理事</u></p> <p>5) <u>その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者</u></p> <p>(v)・(ハ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>5. 設計業務等の受託者等</p> <p>(2) 4. (8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。</p> <p>① 資本関係 (略)</p> <p>② 人的関係</p> <p>設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が<u>民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）</u>である場合は除く。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p><u>行役、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）</u>が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(v)・(ハ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>5. 設計業務等の受託者等</p> <p>(2) 4. (8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。</p> <p>① 資本関係 (略)</p> <p>② 人的関係</p> <p>設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が<u>再生手続が存続中の会社等又は更生会社</u>である場合は除く。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>③ (略)</p>
---	--

2. 「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）の

一部を次のとおり改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>(別添2) 標準入札説明書例</p> <p>4. 競争参加資格</p> <p>(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>① 資本関係 (略)</p> <p>② 人的関係</p> <p>次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が<u>民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)</u>である場合を除く。</p> <p>(イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>1) <u>株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</u></p> <p>(i) <u>会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</u></p> <p>(ii) <u>会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</u></p> <p>(iii) <u>会社法第2条第15号に規定する社外取締役</u></p> <p>(iv) <u>会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</u></p> <p>2) <u>会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</u></p> <p>3) <u>会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことと</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>(別添2) 標準入札説明書例</p> <p>4. 競争参加資格</p> <p>(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>① 資本関係 (略)</p> <p>② 人的関係</p> <p>次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が<u>再生手続が存続中の会社等又は更生会社</u>である場合を除く。</p> <p>(イ) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p>

<p style="text-align: center;"><u>されている社員を除く。)</u></p> <p>4) <u>組合の理事</u></p> <p>5) <u>その他業務を執行する者であつて、</u> <u>1)から4)までに掲げる者に準ずる者</u></p> <p>(ロ)・(ハ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>5. 設計業務等の受託者等</p> <p>(2) 4. (9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。</p> <p>① 資本関係 (略)</p> <p>② 人的関係</p> <p>設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が<u>民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）</u>である場合は除く。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>(ロ)・(ハ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>5. 設計業務等の受託者等</p> <p>(2) 4. (9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。</p> <p>① 資本関係 (略)</p> <p>② 人的関係</p> <p>設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が<u>再生手続が存続中の会社等又は更生会社</u>である場合は除く。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>③ (略)</p>
---	--

附 則

1. 本通達は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する工事について適用する。